

「地球温暖化対策の推進に関する法律」
に基づく地方公共団体実行計画

沼田町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和4年度 ～ 令和8年度

令和4年3月
沼田町

目 次

第1章 基本的事項	
1. 計画目的	1
2. 基準年度・計画期間・目標年度	1
3. 対象範囲	1
4. 対象とする温室効果ガス	2
第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	
1. 基準年度の温室効果ガス排出量	2
2. 要因別の排出状況	2
3. 削減目標	3
第3章 具体的な取組	
1. 資源・エネルギーの使用量削減の取り組み	3
2. 環境負荷の軽減に配慮した取り組み	5
3. その他の取組み	5
第4章 推進・点検体制	
1. 推進体制	6
2. 点検体制	6
3. 進捗状況の公表	6

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法律」という。）第21条に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画(以下、「実行計画」という。)として策定するものである。沼田町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を令和3年度とし、計画期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

目標年度については令和8年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行なうものとする。

3. 対象範囲

本計画は、町が行う全ての事務事業とし、出先機関等を含めた組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により外部委託を実施している事務事業は対象外とするが、可能な限り受託者に対して、本計画の趣旨に沿った取り組みを実践するよう要請する。

(対象施設一覧)

施 設 名	施 設 名
沼田町役場	沼田町立小学校
沼田町健康福祉総合センター	沼田町立中学校
沼田町生涯学習総合センター	沼田町民会館
沼田町浄化センター	沼田町民体育館
沼田町安心センター	沼田町まちなかホットタウン
深川地区消防組合沼田支署	その他施設

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

沼田町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、2,701,907kg-CO₂である。

区 分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	2,701,907kg-CO ₂

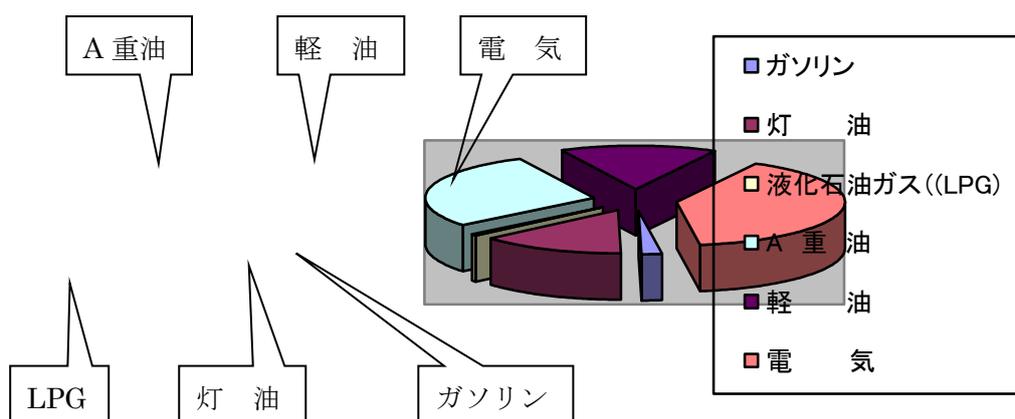
2. 要因別の排出状況

基準年度である令和3年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の40%を占め、次いでA重油が28%、軽油が15%を占めている。

項 目 別	単位	年間使用量	排出係数	年間排出量(kg-CO ₂)	率
電 気	k w h	1, 9 1 5, 8 6 9	0. 5 6 5	1, 0 8 2, 4 6 6	40
A 重 油	L	2 8 4, 0 0 0	2. 7 1 0	7 6 9, 6 4 0	28
灯 油	L	1 5 0, 9 4 7	2. 4 9 2	3 7 6, 1 6 0	14
軽 油	L	1 5 6, 3 1 8	2. 5 8 7	4 0 4, 3 9 5	15
液化石油ガス(LPG)	Kg	6, 6 3 0	3. 0 0 2	1 9, 9 0 3	1
ガソリン	L	2 1, 2 5 0	2. 3 2 2	4 9, 3 4 3	2
温室効果ガス(二酸化炭素)排出量合計				2, 7 0 1, 9 0 7	100

※二酸化炭素の総排出量は、対象施設におけるエネルギー消費量などの活動量から「温暖化対策推進法施行令」による排出係数をもとに算定しています。

燃料種類別二酸化炭素排出量の構成比



3. 削減目標

令和3年度を基準年として、計画期間の最終目標である令和8年度の二酸化炭素排出量を5%削減することを目指す。

区 分	排出量 (kg-CO ₂)	削減目標	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	2,701,907kg-CO ₂	5%	2,566,812kg-CO ₂

第3章 具体的な取組

地球温暖化対策の推進にあたっては、二酸化炭素の排出量削減に取り組むなど、町行政が中心となって施設・設備の効果的な運用管理と合わせ、職員一人ひとりの自覚と努力が欠くことのできない要素であり、常に目標を意識しながら継続的に職員自ら様々な取り組みを積極的に実践するものとする。

1. 資源・エネルギーの使用量削減の取り組み

(1) 冷・暖房装置、空調設備の省エネルギー化の取り組み

- a 暖房運転は、適温となるようこまめに温度調節等を行うよう努める。
- b 温度調節機能のある空調機等は、夏季冷房時は28℃、冬季暖房時は20℃を目安に適切な温度管理に努める。
- c クールビズ・ウォームビズを推進する。
- d 外気温が高いときは、できる限りブラインドを利用する。
- e 空調設備等は、適切に清掃管理し効率を高める。

f 会議室等の暖房・空調は、使用后必ず停止する。

(2) 照明の省エネルギー化の取り組み

- a 不要な照明の消灯に努め、来客者などに支障のない範囲で昼休み時間や就業時間後の消灯を徹底する。
- b 会議室、給湯室、トイレ、書庫などの照明は用事が済んで退出する際、必ず消灯する。
- c 廊下・階段等の共用部分で消灯しておいても支障のない箇所は、必要な場合だけ点灯するようにする。
- d 計画的・効率的な事務処理を行い、時間外勤務の削減を図ることにより照明の点灯を短縮するよう心がける。

(3) OA 機器省エネルギー化の取り組み

- a OA 機器等の電源をこまめに切るように努める。
- b 夜間起動不必要なパソコンは本体モニター、プリンターの電源を切るようにする。
- c シュレッダーの使用は必要最低限の機密文書に限り、できるだけ古紙は資源物として再利用する。
- d 無駄な用紙を排出しないよう画面での校正に努める。

(4) 公用車の燃料使用量削減の取り組み

- a 公用車の更新時期に EV カーの導入を積極的に行う。
- b 近距離の移動には公用車を使用せず、自転車や徒歩で移動する。
- c 公用車から離れるときや人待ちのときなどは、短い時間であってもエンジンを切り、アイドリングは最小限に抑える。
- d 不要な荷物や無駄なものを積んだままにしない。
- e 急発進・急加速をせず、エコドライブを徹底する。
- f 車両の整備・管理を適正に行い、排気ガスの削減を図る。
- g エンジンの回転数を抑えるため、できるだけエアコンの使用を控える。

(5) その他の省エネルギー化の取り組み

- a 使用期間が限定されているものや、長期間使用しない電化製品は、差込プラグをコンセントから抜き待機時消費電力の削減を図る。
- b 電気ポットなどは可能な限り削減する。

c マイカーによる通勤をできる限り自粛し、自転車、徒歩での通勤を心がける。

2. 環境負荷の軽減に配慮した取り組み

(1) 物品の購入に関する取り組み

- a パソコン、OA 機器を含め、電気製品を購入する際は、省エネタイプで環境負荷の少ない製品を購入する。
- b 環境ラベリング（エコマーク・グリーンマーク等）対象製品の購入に努める。
- c コピー用紙や封筒などは間伐材や再生紙を使用した製品の購入に努める。
- d 文具類は、詰め替えやリサイクルが可能なものを購入する。
- e 乾電池は、充電式の利用に努める。
- f トイレットペーパーは、再生紙によるものを購入する。
- g 消費電力と照度を比較し、効率的な蛍光管や電球を使用する。
- h フロン類を利用しないエアゾール製品などを購入する。

(2) 紙の使用に関する取り組み

- a 必要に応じ、両面コピー・両面印刷を実施し、用紙の使用枚数の削減を図る。
- b 庁内の連絡には、書類の配布を控え電子メールを利用する。
- c ファクスの利用時は、送信票の使用を控える。
- d 必要に応じ、使用済み封筒の再利用に努める。

(3) 廃棄物の減量に関する取り組み

- a 事務用品や家電製品は故障箇所を修理して再使用するなど、できるだけ長期間使用するよう努める。
- b 資源ごみの分別を徹底し、再資源化に努める。
- c 詰め替えできる商品を買って、使い捨て商品を選択しないことにより廃棄物の排出を抑制するとともに、適切な分別を行う。

3. その他の取り組み

- a 施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。また必要に応じ、雪エネルギーの利用などを検討する。
- b 二酸化炭素排出量の削減や環境への配慮を意識できるよう、常日頃より職員の会議・会合等において協力を呼びかけるなど啓発を図っていく。

第4章 推進・点検体制

1. 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け計画の着実な推進と進行管理を行なう。

(1)推進本部

町長を本部長、副町長を副本部長とし、その他管理職等の構成員をもって組織する。
計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行なう。

(2)推進担当者

各課及び出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。推進担当者は計画の推進状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

(3)事務局

事務局は環境を担当する課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行なう。

2. 点検体制

事務局は推進担当者をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、推進本部において年1回の点検評価を行なう。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回、町の広報誌やHP等により公表する。

【組織図】

